

平成30年度 田辺市私立幼稚園就園奨励費 補助限度額一覧表

幼児の年齢	階層区分		補助限度額（年額）		
			第1子	第2子	第3子以降
満3歳児 3歳児 4歳児 5歳児	I	生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円
	II	市民税 非課税 の世帯または 市民税 所得割 非課税 の世帯	272,000円	308,000円	308,000円
	III	市民税 所得割 課税額 77,100円以下の世帯	187,200円	247,000円	308,000円
	IV	市民税 所得割 課税額 211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
		上記区分以外の世帯	—	154,000円	308,000円

第1子、第2子、第3子以降とは、同一世帯の小学校3年生以下の兄弟からカウントします。

ただし、第II・III階層の世帯については、兄弟の年齢制限を撤廃します（生計を一にするものに限る）。

さらに、第II・III階層のひとり親世帯等については、下記の補助限度額とします。

幼児の年齢	階層区分		ひとり親世帯等の補助限度額（年額）		
			第1子	第2子	第3子以降
満3歳児 3歳児 4歳児 5歳児	II	市民税 非課税 の世帯または 市民税 所得割 非課税 の世帯	308,000円	308,000円	308,000円
	III	市民税 所得割 課税額 77,100円以下の世帯	272,000円	308,000円	308,000円

※ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯とします。

- (1)生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2)母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者（保護者が児童扶養手当を受給している世帯に限る。）
- (3)身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅に限る。）
- (4)療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅に限る。）
- (5)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅に限る。）
- (6)特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅に限る。)
- (7)国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者（在宅に限る。）
- (8)その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

共通事項

◎田辺市に居住し、かつ住民登録されている世帯が対象です。ただし、第II・III階層については、幼児の兄弟が別世帯又は市外在住であっても保護者と生計を一にしていれば同一世帯とみなします。

◎実際の支払額（入園料、保育料）が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とします。

◎課税額は、父母の合計税額、または祖父母等が家計の主宰者である場合（祖父母が園児又は父母を税扶養に入れている場合、祖父母が父母に専従者給与を支払っている場合等）は、父母と祖父母等の合計税額で判定します。なお、指定都市において課税されている場合は、旧税率での算定額（近似値での算定額）で判定します。

◎「住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）」、「寄附金税額控除」等税額控除（調整控除を除く）を受けている場合は、その控除前の市民税 所得割 課税額により判定します。

◎途中入退園は、実際に保育料を支払った在園期間に応じて算出した限度額に減額して適用します。

◎在園のまま田辺市内⇔田辺市外で転居された場合は、田辺市に居住・住民登録された月数に応じて算出した限度額に減額して適用します。